



一緒に暮らそう!

支え合って暮らす家族を応援します

大東市内で親世帯と子ども世帯が、家族の絆を深め、笑顔で暮らせるよう、同居・隣居または近居に必要な費用(引越代相当分および住宅取得費用または持家の増改築・リフォーム費用)の一部を助成します。



大東市三世代家族推進事業のご案内

# 同居・隣居・近居を支援します!!

補助金額(1世帯あたり)  
最大  
**50万円**  
き限度に支援!

申請受付開始

平成27年7月1日~

※ただし、三世代家族のために、平成27年7月1日以降に、子世帯が新たに住民票異動を伴い転入する場合には限りません。



そばにいくわ~

みんなで暮らせば安心だね。

自然もいっぱい!

ケッコー都会!

## 子育てするなら大東市

### ● 妊婦健診助成

妊婦健診14回分(最大12万円)の助成が受けられます。歯科健診も1回無料です。

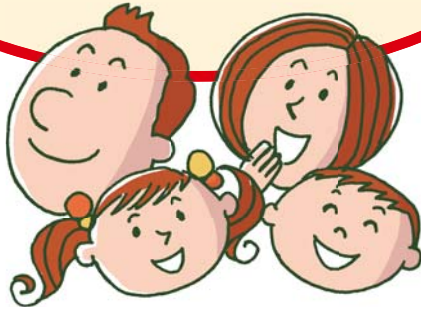
### ● 子どもの医療費助成

入院・通院いずれの場合でも中学校卒業(15歳到達年度末)まで助成が受けられます。

# 対象者

## 子世帯

住民登録が大東市外に1年以上あり、かつ住民票異動日(転入時)に高校生以下(満18歳に達した日以降における最初の3月末日までの期間)の子ども(出産予定含む)とその親を含む世帯員で構成されている世帯

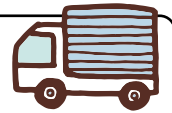


- 親世帯が大東市内に3年以上在住  
※介護保険施設またはこれに準ずる施設に入所している場合は除きます
- 昭和56年6月1日以降に建設された住宅(確認済証の写しまたは検査済証の写しにて確認します)
- 昭和56年5月31日以前の住宅については、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅または耐震改修により耐震性が確保された住宅(同時に耐震改修を行う場合も対象となります)
- 転入費用について、他制度の公的扶助(生活保護)を受けていない場合
- 親世帯・子世帯ともに市税等の滞納がないことなど

# 補助対象費用

① 転居に要する費用.....

基本額:10万円  
(引越代相当分)



② 住宅の新築または購入に要する費用.....

加算額:最大40万円  
(持ち家に係る費用)



③ 住宅の増築・改築・リフォームに要する費用.....

最大  
50  
万円

※ ①基本額については、持家、民間賃貸住宅の種類は問いません。  
※ ③増改築・リフォームについては、対象費用の2分の1と補助額を比べて低い額を支給します。  
ただし、工事着手前に事前協議が必要です。

# 補助額

	床面積	同居	隣居	近居		
			50mまで (共同住宅同一棟を含む)	100m まで	150m まで	200m まで
親世帯と子世帯との直線距離						
① 基本額 引越代相当分	50㎡以上	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
② ③ 加算額 持家に係る費用	125㎡以上 (3人以下世帯は100㎡以上)	+40万円	+30万円	+20万円	+10万円	
	95㎡~125㎡未満 (3人以下世帯は75㎡~100㎡未満)	+30万円	+25万円	+15万円	+5万円	
	50㎡~95㎡未満 (3人以下世帯は50㎡~75㎡未満)	+20万円	+15万円	+10万円		

(最大:50万円)

# 申請期限

三世代家族となった住民基本台帳上の異動日(転入日)から3か月以内

事前にご相談  
ください



お問い合わせ：大東市 街づくり部 建築課 電話 072-872-2181